⑬　工事の実施にあたっては、東日本大震災による被災者等の積極的な雇用に配慮すること。なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適切かつ遅延なく行われるよう配慮すること。

⑭　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kunihiko Oka Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured: 41

(3)　Subject matter of the Contract: Construction works which is a quay (−9m) at Teizan area, Port of Sendaishiogama

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 16:00　6 March 2018

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 13:00　11 April 2018 (tenders brought with 13:00　11 April 2018 or submitted by mail: 13:00　11 April 2018)

(6)　Contact point for tender documentation: Toshinori Oohashi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism; 3—3—1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref 980—8602 Japan. TEL 022—716—0013

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月9日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

契約担当役　理事長　大東　和美

◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13

○第3号

1　工事概要等

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　国立代々木競技場耐震改修工事（第二体育館）

(3)　工事場所　東京都渋谷区神南二丁目1番1号

(4)　工事概要　第二体育館（RC1−1、約5,600㎡）の耐震改修工事

(5)　工期　契約締結日の翌日から平成31(2019)年9月30日まで

(6)　使用する主要な資機材　コンクリート約410㎥、鉄骨約7t、鉄筋約47t、板ガラス約4㎡

(7)　本工事は、「企業の信頼性・社会性」について記述した資料並びに工事施工について「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(8)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9)　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑩　本件は、電気設備工事、機械設備工事も含めて発注するものである。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たす2又は3社により構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに競争参加資格の認定を受けていること。

(1)　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第2条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争））参加資格認定通知書の記2の点数）が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上とすること。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす建築物の新築、増築又は改築に係る工事（構造体、外装及び内装を含む建築一式工事に限る。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者　体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の1棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が4,500㎡以上であること。

②　共同企業体の代表者以外の構成員　体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の1棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が2,000㎡以上であること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が、上記①の施工実績を有し、その他の構成員は、上記②の施工実績を有すること。

(5)　工事全般の施工計画に対する技術的所見が不適切でないこと。

(6)　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

(7)　共同企業体での参加の場合の構成員の数は、2又は3社とする。

(8)　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

(9)　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。

⑩　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑪　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・1級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす建築物の新築、増築又は改築に係る工事（構造体、外装及び内装を含む建築一式工事に限る。）の施工の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　単体又は共同企業体の代表者　1棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が4,500㎡以上であること。

(ｲ)　共同企業体の代表者以外の構成員　1棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が2,000㎡以上であること。

ただし、共同企業体の場合にあっては代表者、及び経常建設共同企業体の場合にあっては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記(ｱ)の工事経験を有していればよい。